

○議案第51号 守口市都市公園条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、大宮中央公園に隣接する旧さくら小学校跡地に公園機能を集約するため、近隣の橋波公園、大宮公園及び菊水北公園を廃止するとともに、大枝公園に整備中のバスケットボールコート及びフットサルコートを有料公園施設として定め、その利用料金を設定するため、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、廃止される3か所の都市公園については、地域で長きにわたり活用されてきたことから、市民への丁寧な説明に努められたいこと。なお、当該公園を集約する整備に当たり、地域住民の意見を反映するとともに、今後の公園管理においては、利用者の利便性も踏まえ、隣接施設との一体的な管理など、効率的・効果的な手法を検討されたいこと。大枝公園の有料施設については、近隣類似施設も参考に利用料金を設定したとのことであるが、供用開始後の利用状況等を踏まえ、必要に応じ料金体系に検討を加えられたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。